

「マイナンバーカードの保険証利用」 令和3年3月スタート

厚生労働省に聞く、その仕組みとメリット、そして将来像

厚生労働省 保険局

本人確認のための顔写真付き身分証明書として利用できる「マイナンバーカード」を「健康保険証」としても利用できる仕組みが、いよいよスタートします。この仕組みがどんなメリットをもたらすのか、そして将来どのように発展するのか、厚生労働省 保険局の大竹 雄二氏に話をうかがいました。

狙いは「医療事務の効率化」と「より適切な医療の提供」、さらには「健康の増進」

「マイナンバーカードの保険証利用」の概要について教えてください。

マイナンバーカードは、対面だけでなくオンラインでも、「本人であること」を証明できるカードです。今回の保険証利用では、顔認証または暗証番号により本人であることを認証した上で保険証として使えるようにするものです(図1参照)。

どのような狙いがあるのでしょうか。

大きく分けて二つあります。まず一つは医療機関や薬局の事務の効率化です。これまでの保険証では、医療機関などの受付で利用者の情報をシステムに手で

入力するなどの手間がかかっていたほか、利用者が持参した保険証が有効かどうかの確認が困難で、間違っていた場合の訂正に時間と労力がかかるとともに、医療費の未収にもつながっていました。今回導入する「オンライン資格確認」により、最新の保険資格情報を自動的に取り込むことができるため、こうした入力の手間や資格訂正の手間をなくし、事務の大幅な効率化が図れます。

もう一つはより良い医療の提供です。利用者がそれまでの診療で処方された薬剤の情報や特定健診などの情報を行政のサイト「マイナポータル^{*}」で一括確認できるほか、医療機関などでも同様の医療情報を閲覧できる仕組みも用意されています。例えば医師や薬剤師が、「この患者さんは腎機能が弱っている」といった情

報を基に薬を処方することや服薬指導をすることが可能となります。また、災害時などで普段かかりつけでない医療機関を受診した時も、正確な情報の裏づけにより適正な医療を受けることが期待できるのです(図2参照)。

マイナポータルやコンビニのATMなどで、簡単申込み

個人の医療情報について、セキュリティやプライバシーの保護は大丈夫なのでしょうか。

マイナンバーカードのICチップに、特定健診結果や薬剤情報が記録されるわけではないので、直接情報が洩れることはありません。キャッシュカードのように持ち歩いて大丈夫です。また、医療機関や薬局が個人の医療情報を閲覧する場合は、同意を得た上で本人のマイナンバーカードを使って行います。

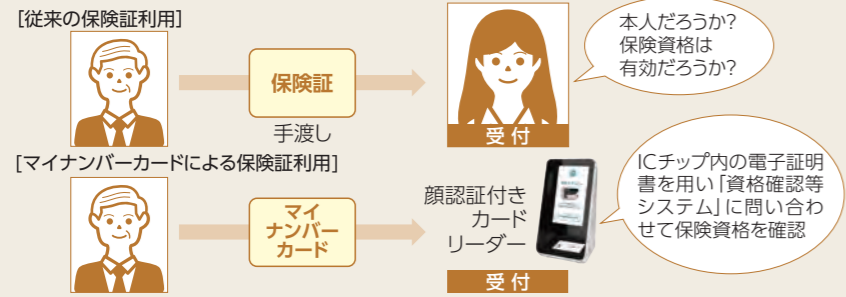
顔認証付きカードリーダーとは



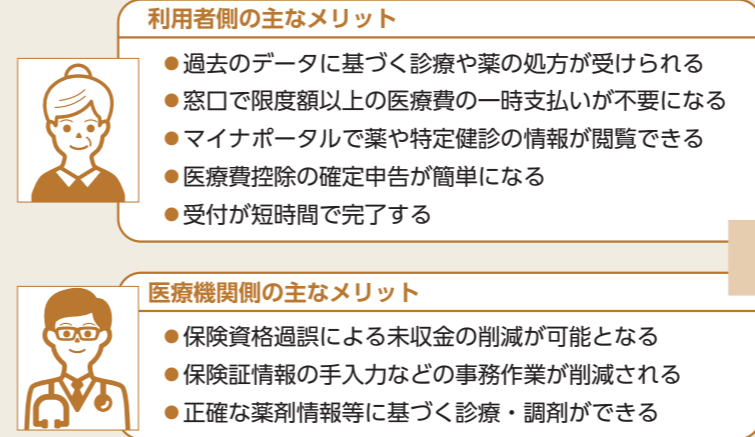
カメラが撮影した利用者の顔とマイナンバーカードの顔写真情報を使って利用者の本人確認を行う。医療機関などへの情報提供の同意手続や、マイナンバーカードの保険証利用の手続きにも対応する。

【図1：利用の仕組み】

これまでの保険証は、医療機関や薬局が情報をシステムに手入力する手間が必要で、正確な保険資格確認も困難だった。マイナンバーカードを用いることで、そうした課題が解決する。



【図2：マイナンバーカードの保険証利用のメリットと将来像】



「医療コストの削減」
「よりよい医療の実現」
「国民の健康の増進」
など社会課題の解決へ

マイナンバーカードを保険証として使うことで、さまざまなメリットが生まれる。こうしたメリットは最終的には「事務コストの削減」「よりよい医療の実現」「国民の健康の増進」という成果となって現れることとなる。

一利用にあたっては、どのような手続きが必要なのでしょうか。

通院の際に従来の健康保険証も使えますが、医療情報の閲覧ができるなどのメリットがありますので、ぜひ自治体に申請してマイナンバーカードを取得してください。マイナンバーカードを保険証として利用するためには、申込みが必要ですが、医療機関などの窓口を設置された顔認証付きカードリーダーで簡単に手続き可能です。一方で、体調が悪い時に窓口で手続きのためにお待たせすることがないように、事前にスマートフォンやパソコンからマイナポータルにアクセスして申込みをしておくをお願いしています。一そうしたスマートフォンやパソコンを使いこなせない方はどうすればよいのでしょうか。

多くの市区町村役場にはマイナポータルにアクセスできる端末が設置されており、そこで申請することができます。また、セブン銀行のATMや一部のチェーン薬局でも申し込めるようにする予定です。

将来的にはより多くの情報を活用できるようになり、より便利に進化

今後、追加される機能はありますか。

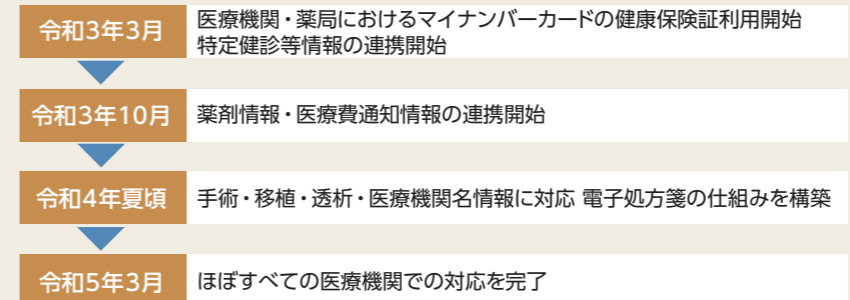
年内に医療費通知情報との連携がスタートするほか、令和4年の夏をめどとして、どんな手術を受けたことがあるのか、透析を受けているのかといった情報を含める予定です。また、投薬情報をリアルタイムで把握できるようにする「電子処方箋」という仕組みも導入予定です(図3参照)。

一この仕組みの普及について、どのような計画を考えていらっしゃいますか。

目標として、令和5年3月にはほぼすべての医療機関や薬局での利用を可能とすることを掲げています。顔認証付きカードリーダーは、使っていただくと、非常に簡単に手続きができる仕組みです。ぜひ多くの方にご利用いただき、その便利さを体験していただければと思っています。便利だと感じていただければ、多くの医療機関や薬局に広がっていくのではないかと考えていますので、まずは円滑に導入されるよう、多くの方にご協力いただきたいと思います。

^{*}マイナポータル：政府が運営するオンラインサービス。子育てや介護をはじめとする行政手続がワンストップでき、行政機関からのお知らせも確認できる。

【図3：利用拡大のロードマップ】



マイナンバーカードの保険証利用で“できること”は、今後段階的に拡大していく予定。令和5年3月には「ほぼすべての医療機関での利用が可能になること」が見込まれている。



厚生労働省
保険局 医療介護連携政策課
保険データ企画室 室長
大竹 雄二氏

